

4月1日から

「がん対策推進条例」施行

がん患者及び家族等が安心して地域で暮らしていけるよう、「西条市がん対策推進条例」を制定しました。

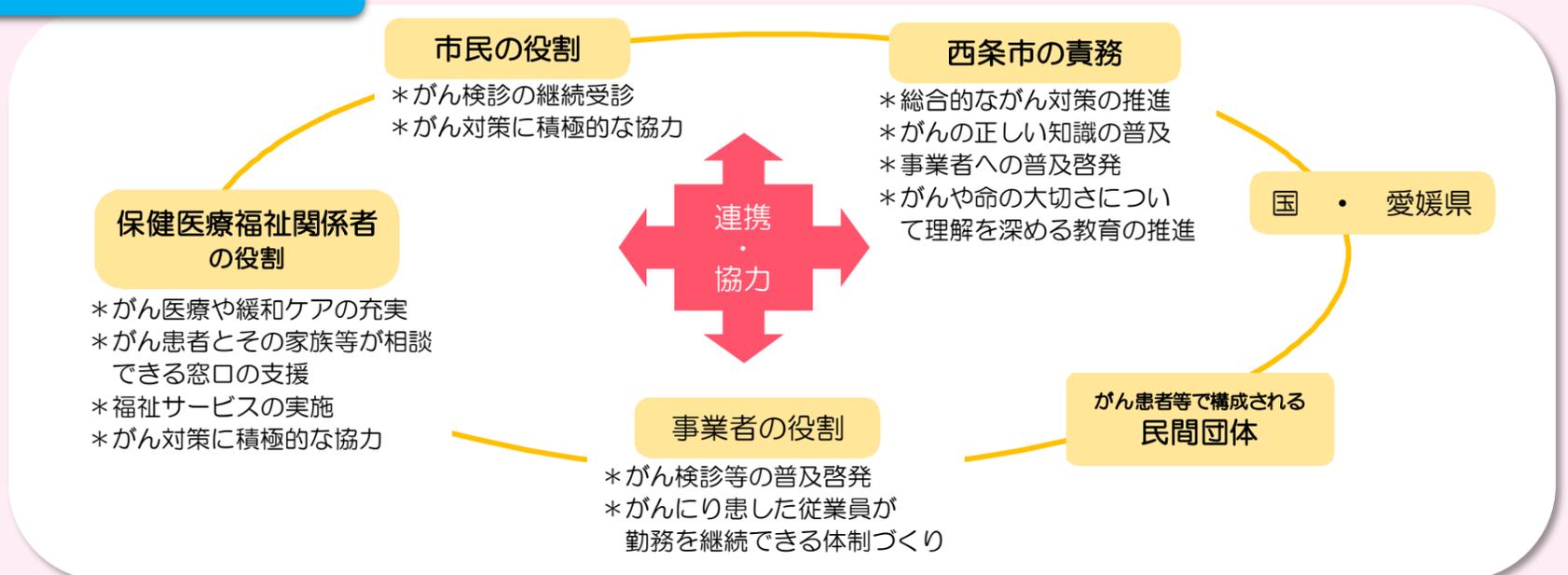
目的

この条例は、がんが市民の疾病による死亡の最大の原因であること、その他のがんが市民の生命及び健康にとって重大な課題であることから、がん対策に関し、基本理念を定め、がん対策に関する施策の基本となる事項を定め、総合的にがん対策を推進することを目的とします。

基本理念

がん対策は、市民一人一人が、がんを正しく知り、がんの予防及び早期発見に努めるとともに、適切な医療及び支援により、がん患者等が地域で安心して暮らしていけるよう、市民、保健医療福祉関係者、事業者及び市による相互の連携の下に推進されなければなりません。
また、市民ががんになり患したとしても、自分らしく暮らすことができる社会の実現を目指し、積極的に推進されなければなりません。

関係者の連携・協力



がん対策の推進計画

令和	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
がん検診(胃・肺・大腸・乳・子宮がん検診)						
要精密検査者 訪問・電話による受診勧奨						
ヘリコバクター・ピロリ菌感染検査事業(平成30年度～)						
骨髄バンクドナー支援事業(元年度～)						
働く世代へのがん対策事業(企業訪問など)						
若年がん患者在宅療養支援事業						
ウィッグ・胸部補整具購入費助成事業						
小児への予防接種再接種費助成事業						
がんに関する相談支援事業						